

中小企業退職金共済法第三十一条の二第三項第一号及び第七項の厚生労働大臣が定める利率を定める件

○厚生労働省告示第百四十九号

中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第百六十号）第三十一条の二第三項第一号及び第七項の規定に基づき、令和六年度に係る同号及び同項の厚生労働大臣が定める利率は、年〇・一パーセントとする。

令和六年三月二十九日

厚生労働大臣　武見　敬三